

鷗外、「小倉左遷」説は消えたか

山 崎 一 類

(序) 問題の所在

明治三十二年(一八九九)六月八日付で、森林太郎(鷗外)は一等軍医正から軍医監へ昇進の辞令とともに、近衛師団軍医部長(師団所在地東京)から九州小倉の第十二師団軍医部長への転出辞令を受けた。六月十六日夕刻新橋を発ち、大阪で一泊し、十九日朝小倉へ入った。鷗外はこの転出を左遷と受け止めた。陸軍省医務局長は大学同期の小池正直軍医監である。

鷗外は日記の十八日の条に「私に謂ふ、師団軍医部長たるは終に舞子駅長たることの優れるに若かずと」記す。この記述の裏に、大宰府に左遷された菅原道真の故事が想起されることは、すでに竹盛天雄氏¹⁾によって指摘されている。

また、六月二十七日付母峰子宛書簡に「小生の小倉に來りしは左遷なりとは軍医一同に申居り決して得意なる境界には無之

候」と記している。さらに「隠流^{しのびながし}」という筆名も用いている。

『大言海』によれば、「退ケテ、遠クノ官ニ遷スコト。左遷。(陽ニ進拜シテ、陰ニ退遷ス)孝徳紀、大化五年三月へ拜日向臣於筑紫大宰帥、世人相謂之曰、是隠流乎^{しのびながし}」とある。「隠流」とは表向きは栄進であるが、その内実は退け遷す意味である。

このような鷗外の言説を踏まえて、従来この小倉への転勤を鷗外研究者たちは「左遷」と捉えてきた。鷗外自身の左遷意識は別として、近年鷗外の小倉への転出は左遷ではなく、当然の人事であるという説が有力となってきた。

山崎國紀氏は『小倉左遷』は消えた²⁾ (『森鷗外研究』8、平成11年11月20日、和泉書院)という論考で、自説の「小池への対抗意識からくる憤激と焦燥の意識」が左遷という「一種の偏見」を生み出したと論述を始め、「小倉左遷」に対する筆者(山崎一類)の変化に言及している。すなわち、

氏は従来『二生を行く人森鷗外』（新典社、平3）では、明確に「小倉左遷」という項目を設け、「それは明らかに左遷」であったと書いている。ところが最近出した本『NHK文化セミナー・明治文学を読む・森鷗外―その文学の時間』（NHK出版、平9、4）では、「小倉左遷」という項目を設けず、「第十章 試練の秋―小倉転出」となっているのである。山崎一穎氏は、明らかに「小倉左遷」をとらず、「小倉転出」と表記した。と記している。

山崎國紀氏の指摘することく、私は「左遷」から「転出」へと表記を改めた。私がある理由を明記して置かなかつたので、私が左遷説を否定していると山崎國紀氏が理解したのは当然であるが、私は「左遷ではない」と一度も記したことはない。私になぜ「左遷」という表現でなく「転出」「転勤」と改めたか、また、左遷についてどう考えているか、本稿で明らかにする。

（一） 軍制の整備、拡張

鷗外の小倉転出の意味について論ずるにあたって、その前提となる明治三十年（一八九七）前後の我が国の陸軍の状況を把握しておかなければならない。

明治二十一年（一八八八）五月十二日（五月十四日付）「官報」で告示、天皇の名において従来の陸海軍の条例、組織を大巾に改正し、陸海参軍の官制を制定した。ここに「天皇の軍隊」が形

を整えることになった。

これらの改革の一環として、従来の「鎮台条例」を廃止し、「師団司令部条例」を制定した。すなわち、従来の六鎮台を近衛師団以下七師団に改組し、天皇に直属する軍隊に編成し直し、師団長に中将を任命した。「陸軍常備部隊配備表」を見ると、近衛師団（東京）、第一師団（東京）、第二師団（仙台）、第三師団（名古屋）、第四師団（大阪）、第五師団（広島）、第六師団（熊本）が配備された。

日清戦争、その後の三国干渉によって、政府は明治二十九年（二八九六）以後軍備拡張計画を実施に移すことになった。二十九年三月十六日陸軍管区表改正公布（勅令第二千四号）により、従来の近衛師団および第一師団から第六師団を、近衛師団および第一師団から第十二師団まで拡張することになった。増設師団を記すと、第七師団（札幌）、第八師団（弘前）、第九師団（金沢）、第十師団（姫路）、第十一師団（丸亀）、第十二師団（小倉）である。

「軍令機関と教育機関とを兼ね行ふ」⁽³⁾ 機構を目的として、二十九年八月十日（八月十一日）「官報」告示、「都督部条例」（勅令第二百八十一号）が公布された。その第一条に「都督ハ陸軍大將若クハ陸軍中將ヲ以テ之ニ補シ天皇ニ直隸シ所管内ノ防禦計畫竝ニ所管内各師団共同作戰ノ計畫ニ任セシム」とあり、第三条に「都督ハ所管内各師団ノ教育ヲシテ齊ニ進歩セシムルノ責ニ任ス」と規定されている。都督部による各師団の統括と各師団

補第四師団軍医部長 陸軍軍医監医学博士 菊池常三郎

○軍医学校長兼陸軍衛生会議議員陸軍一等軍医正医学博士

免本職補近衛師団軍医部長兼軍医学校校長 森 林太郎

陸軍衛生会議議員如故

○免本職補第十二師団軍医部長

第六師団軍医部長陸軍一等軍医正 江口 襄

菊池常三郎、江口襄、森林太郎は東京大学の同級生である。

菊池が軍医監に昇進し、兄菊池篤忠軍医監の後任として第四師団（大阪）の軍医部長で発令された。江口襄は一等軍医正のまま、第六師団（熊本）から第十二師団（小倉）へ異動することとなつた。鷗外は一等軍医正のまま軍医監中泉正の後任として、近衛師団軍医部長に栄進した。

明治三十二年（一八九九）六月八日付で鷗外を含めて大学時代の同級生江口襄、谷口謙に異動の命が下つた。

○任陸軍軍医監

陸軍一等軍医正從五位勲五等功四級医学博士 森 林太郎

補第十二師団軍医部長 陸軍軍医監医学博士 森 林太郎

○第三師団軍医部長陸軍一等軍医正医学博士 谷口 謙

免本職補近衛師団軍医部長兼軍医学校校長陸軍衛生会議議員

○休職被仰付

第十二師団軍医部長陸軍一等軍医正 江口 襄

鷗外の後へ谷口が動き、江口の後へ鷗外が異動し、谷口の後へ江口が来ることになつた。江口は内示の段階で一旦第三師団への転任を承諾しながら、後それを拒否し休職を願ひ出た。⁵⁾江口の休職により、第三師団へは第五師団軍医部長一等軍医正草刈義哉が異動することになつた。鷗外は軍医監に昇格したが、東京の近衛師団軍医部長から小倉の第十二師団軍医部長へ異動することとなつた。結局、小倉は同級生を順繰りに盪回わしにして、一番実力があると思われる鷗外を遠くに追い払つたのである。

(三) 「左遷」から「転勤」へ

小倉左遷説を否定した嘯矢は、鷗外の部下であつた山田弘倫であつた。鷗外が医務局長の時、衛生課長であつた。山田弘倫は「その田舎廻りの経験こそ他日首脳部の椅子に坐るお方の為には、大切な素地手腕を養ふことにもなる、(中略)我等をして忌憚なく言はしむれば、先生のおこがれ深かつたアノ試験管や天秤、培養基や孵卵器から先生を引離して、モット広い働き場、地方軍医部に転補された当局の鋭断、其の炬の如き明に對し、我等は今更の如く限りなき敬意を表せねばならぬ」と記してゐる。

山崎國紀氏は山田弘倫の見解を首肯し、「鷗外が傷つくほど

の苛酷な人事であつたとも思えない」と述べ、「小池への対抗意識からくる憤激と焦燥の意識」が先走つており、「私は小池を、そう『悪者』とも思えない」と記す。その証左として「小池が、鷗外の追い落としを謀つていたのなら、ふたたび鷗外を第一師団軍医部長によび戻しもしまいし、のちに医務局長としての自分の後任を鷗外に譲りもしなかつたはずだ」と記している。

さらに、平岡敏夫氏は山崎國紀氏の見解を支持し、「半年遅れて軍医副に任官した鷗外が一年遅れて軍医監に進んだのも不遇とは言えず、結局は小池のあとを継いで長期間医務局長に就任しえたのは順当である」と述べている。

山田弘倫の見解には、上司鷗外の輝かしい経歴に傷を付けまゝとする過度の配慮がある。私は山田の見解を人事異動の一般論としては、あり得ると考える。しかし、それは応々にして見られる若い時中央から地方勤務を経て中央に戻るといふ人事のあり方の常態なら、山田弘倫の見解は首肯できる。鷗外の場合は軍医監という地位からの異動である。小池は終生田舎廻りをしていない。それ故に、山田弘倫の見解を全面的に受け入れ難い。山崎國紀氏の先入観念を排して、鷗外の小倉行きを考えようとしている態度には好感を持つ。しかし、その見解も左遷説が主観的であると同様、主観の色合いが濃い。

また、山崎國紀氏、平岡敏夫氏も鷗外が小池正直の後任として医務局長に就任した点を踏まえて、順当な人事であると言ふ。少将相当官以上は勅任官であるから、良くも悪しくも小池局長

のみの権限では行われぬことを考えて置かなければならぬ。

私が「左遷」という表記から「転出」「転勤」と改めたのは、浅井卓夫氏の論考が切つ掛けになつてゐる。浅井氏は次のように述べてゐる。

都督部所在地に駐屯する師団には軍医監たる軍医部長を置く態勢が出来かかつており、西部都督部のある小倉の第一二師団へ、師団軍医部長中で第三位の序列にある軍医監として林太郎の赴任することは順当な人事であつた。林太郎のあとには第三師団から谷口謙が転任しており、さらに谷口のとほ第五師団軍医部長草刈一等軍医正が来るといふように、師団ごとの格付がほぼ定まつていたようである。⁽⁸⁾ 浅井氏の論述は、従来の鷗外、小池正直の人間関係の軋轢という主観的見解を廢して、客観的であり、説得力もある。私はこの浅井氏の論考を読んで、公式の人事異動を單純に「左遷」と決めつけてきた自分の態度を改めたのである。

さらに、一般論として人事異動に際し明らかに職務上の汚点、または私生活上の問題が組織に影響を及ぼすことが明確な場合ならば異動が「左遷」と言えても、鷗外の場合具体的な負荷が無いとなると、一概に「左遷」と決めつけるのは学問的態度ではないと思つたのである。

私は浅井氏の論述にほぼ納得しながら、次の二点に疑義を持つたので、左遷説否定論に両手を挙げ得なかつた。第一は後

半の師団に格付けがあつて、第五師団から第三師団へ、第三師団から第一師団への異動が順当のように記されている点である。師団に格付けがあることは否定しないが、すでに述べたが、本来第十二師団の江口が第三師団へ異動することになつており、江口が不満で異動を拒否したため、第五師団の草刈が第三師団に異動することになつた事実を踏まえれば、浅井氏の論述は、異動の結果から「格付け」を導き出しているのではないか。

次に「都督部所在地に駐屯する師団には軍医監たる軍医部長を置く態勢が出来かかつており」という記述の「出来かかつており」を人事配置に照らしてみれば、東部都督（東京）〔第一師団軍医部長小野敦善軍医監〕中部都督（大阪）〔第四師団軍医部長菊池常三郎軍医監〕は軍医監が配されている。西部都督（小倉）〔第十二師団軍医部長森林太郎軍医監〕に軍医監を配置すれば、浅井氏の記述通りである。これが左遷説を否定する根拠であるが、同時に結果論から「軍医監たる軍医部長を置く態勢が出来かかつており」の記述を導き出したのではないかと考え、疑念をぬぐい去ることが出来なかつた。それ故に、左遷否定説を支持せず、「転出」「転勤」が妥当であると判断するに至つた。

(四) 「小倉左遷」説は消えたか

浅井卓夫氏の論考が発表された後、石井郁男氏が鷗外の小倉転出の意図について新たな見解を発表した。石井氏はクラウゼヴィッツの「戦論」〔大戦学理〕の翻訳を鷗外にさせるために

「鷗外の『小倉人事』は参謀本部の極秘人事であり、それは田村（拾^イ手^イ）が日露戦争前夜に放つた神技とも言える『絶妙の着手』ではなかつたのか」と新説を提出する。無論、石井氏は鷗外左遷説は取らず、浅井氏の見解を超えて積極的に小倉への人事異動を評価する立場に立っている。

私は石井氏の見解については、すでに私見を述べているので（¹¹）詳細は省くが、「参謀本部の極秘人事」の証拠のないこと、田村怡与造は当時参謀本部の第一部長（作戰部長）で、人事を動かす中枢にいなかった点に言及した。

山崎國紀氏は浅井卓夫氏の見解も引用した上で自説を展開し、「小倉左遷」は消えた」を発表した。この論考の妥当性を判断するためには、私はかつて浅井氏の論考に啓発されながらも、その時保留にしてあつた疑問点の解明こそ急務であると考える。

浅井氏の見解である「都督部所在地」の師団には、「軍医監たる軍医部長を置く態勢が出来かかつており」の検証にあつては、鷗外のみを対象にしてはその正当性が見えてこない。鷗外を始めとして、西部都督部のある小倉第十二師団の軍医部長にどのような階級の誰が就任したか、そして第十二師団からどこへ転出したかを明確にする必要がある。

参謀本部をはじめとして、小池正直医務局長が、第十二師団の軍医部長の地位を重視する人事配置をしているならば、浅井氏の論述の正しさが証明されるはずである。そのみならず、小

池務局長の人事の公平性が明らかにされるはずである。次に「官報」から人事の異動の様相を図示する。

第十二師団軍医部長の人事

◎**江口 襄**（栃木県）
発令 明治31年10月1日 階級 一等軍医正

前職 第六師団軍医部長（二等軍医正）

後職 第三師団軍医部長（二等軍医正）への異動拒否により、
明治32年6月8日休職

発令 明治32年6月8日 階級 軍医監

◎**森林太郎**（一八六一—一九三二）（島根県）

前職 近衛師団軍医部長（二等軍医正）

後職 第一師団軍医部長（軍医監）
明治35年3月14日発令

発令 明治35年3月14日 階級 一等軍医正

◎**武谷水城**（一八五一—一九三九）（福岡県）

前職 医務局衛生課長（二等軍医正）

後職 病気に付明治36年12月24日休職（二等軍医正）
のち日露戦役留守第一師団軍医部長（二等軍医正）、明
治39年3月22日軍医監、予備役編入

◎**中館長三郎**（岩手県）
発令 明治36年12月24日 階級 二等軍医正

前職 大阪衛戍病院長（二等軍医正）

後職 医務局医事課長（二等軍医正）
明治37年7月25日発令

一覽して鷗外、森林太郎の「軍医監」という階級が突出している。日露戦争（明治三十七年二月開戦）が近づくにつれて、第十二師団軍医部長に就任するのは、「一等軍医正」、「二等軍医正」と階級が下がっている。浅井氏の「軍医監たる軍医部長を置く態勢が出来かかっており」というのは、鷗外の転出を正当化するための推測にすぎない。小池正直局長の人事の正当性に疑義が生じる。

それでは鷗外の小倉行きは「左遷」であったと断定できるか。鷗外の側に具体的な失点がない現状を考えると、「左遷」であるか否かの証拠を提出することは困難である。仮に第十二師団の軍医部長は「軍医監」と決めても、次の人事に着手する時「軍医監」がない場合もあるし、「軍医監」に昇進させる人材がない場合も考えられる。中館二等軍医正が衛戍病院長から軍医部長に就任したことも、異例の抜擢であると解することもできる。中館長三郎は医務局医事課長から、明治四十一年六月六日付で軍医監に進み、第四師団軍医部長に転出した。大正三年八月八日付で軍医総監、予備役編入となった。人事異動は、常に

その時の組織の状況の中で行われる人間臭いドラマである。

しかしそうだからといって、「左遷」か、「左遷でない」か決定不可能と決めて掛かるのも問題である。決定的証拠が見つからなくても、状況証拠の発掘は必要である。すでに述べた第十二師団の軍医部長の交替の様もその一つである。

鷗外は明治三十一年（一八九八）十月一日付で近衛師団軍医部長（一等軍医正）に就任し、三十二年（一九九九）六月八日軍医監に昇進し、第十二師団軍医部長に就任する。近衛師団軍医部長の在職期間は、八カ月間である。とても仕事が出来た状態ではなかったはずである。この時第四師団軍医部長に就任した菊池常三郎は、三十二年六月の異動では動いていない。鷗外を近衛師団軍医部長のまま動かさないといい選択もあったはずである。鷗外の大学時代の同級生谷口謙は、三十二年六月の異動で軍医学校長兼近衛師団軍医部長（一等軍医正）となり、三十四年（一九〇二）三月九日付で軍医監に昇格し、菊池常三郎の後任として第四師団軍医部長に就任する。菊池は休職となる。

とにかく人事は一筋縄では行かない。鷗外を小倉へ異動させる何らかの事情があったと考える方が一般的である。昇進させて地方へ転出させる会社の人事異動や、官僚機構において最高ポストに就任するや、同期の者を他に転出させる人事異動と大差はない。ここに「左遷」説が生まれる。

ジャーナリズムの世界では、「左遷」という前提に立っている。文芸界には鷗外自ら公言している。「福岡日日新聞」に載

せた評論『鷗外漁史とは誰ぞ』（明治33年1月1日）において

子が医学を以て相交はる人は、他は小説家だから与に医学を談ずるには足りないといふ云ひ、子が官職を以て相対する人は、他は小説家だから重事を托するには足りないといふ云ひ、暗々裡に我進歩を儼げ、我成功を挫いたことは幾何といふことを知らない。

と記す。そして現在の文壇を紅葉露伴の時代に比較して「末流時代の文壇」であると決め付ける。地方新聞に掲載された評論とはいえ、過激な言説の反響は中央へ及ぶ。

一月十五日付「大阪朝日新聞」（第六四四八号、六面）紙上に『鷗外漁史とは誰ぞや』とは何ぞ』（浩々歌客）が載る。論者は「文壇は未だ曾て鷗外漁史を冷遇せず」と言い、文壇に対する「練言」や「冗言」をやめ、「今の文壇をもて末流なりとせば、末流ならぬと吾人の信ずる鷗外漁史は何故に起たざるや、独逸のゲルハルド、ハウプトマンの『沈鐘』を読みたらば何故に其好処若しくは梗概をだに紹介して、福日記者の請に応ぜざりしや」と批評する。

二月五日付の「読売新聞」（第八一三三号、四面）掲載の「鷗外漁史の末流論（署名星月夜）では、「今の文壇ハ決して紅葉露伴の続きでもなければ、その末流でもない、潮流ハ明かに一曲転した後である、（中略）本末大小の分ハまさに是れから以後に定まるのである、我等と諸家と、大に争ふべきハむしろ此の後にあると信ずる」と記し、軽々に文壇末流を言うべきでないと諫言

する。

先に引用した『鷗外漁史とは誰ぞ』に關して言えば、一月十七日付で鷗外は、博文館宛に一書を投ずる。「貴社発行太平洋第二号ニ下官小説家ノ称ヲ辱クシタル為メ榮進ヲ礙ケラレタリト表白セシ旨記載相成候処下官ハ虚名伝播ノ為メ或ル事業ヲ阻碍セラリタリト云ヒシノミニシテ榮進云々ノ意ニ言ヒ及ボシタル事無之候」と記し、記事の取消しを要求している。

福岡日日新聞社が、『鷗外漁史とは誰ぞ』の他紙の批評をまとめて鷗外に届けた。鷗外はそれを読み、己れの見解を書簡に認め一月二十三日福岡日日新聞社宛に送付した。先の引用文と照応させると、「大阪朝日新聞」の角田浩々歌客の論評のうちハウプトマンの『沈鐘』の梗概については、すでに昨年十二月「めざまし草」に載せている。その点を考慮していない論評は承服し難いと述べている。

総じて文壇ジャーナリズムは、現今の文壇を末流時代の文壇だと決め付ける鷗外の態度に諫言を呈している。すでに新聞紙上の論調については触れたが、雑誌について見ておく。「中央公論」(第十五号第二号、明治三十三年二月二十日)の「評論」欄の「文学」の項では、「鷗外氏のために惜む」(無署名)という論題の下に

今日の文壇を末流の文壇と罵る。そもく、文壇、豈先後の別あらんや。(中略)出身の前後を以て先後の別を立つる、これ新出の士を侮蔑するもの。鷗外氏の博識にしてこ

の言ある、吾人は深く惜む所なきを得ざる也。

と論評している。概ねこの論評が文壇の見解であつたと考え
てよい。

「医海時報」紙上では「森鷗外君も九州に謫せられて」とか、「小倉に虎踞し居る森」と前置きして鷗外に批判の矢を放つ。その一端はすでに拙著で紹介したので詳細は省くが「医海時報」(第三二二号、明治三十三年六月二日)の半蔵外史の論評を引用する。

局長は少将相当官に推荐する職権もないのみならず、少将相当官を免黜する権もない。只に免黜する権がないのみならず、其職務に關しても彼れ此れ噂を容れる事が出来ぬのである。夫れ故大阪の先生が開業禁歌令を無視して、病院を建てても、小倉の大文豪が公務を抛擲して、翻訳著述に汲々して居ても之を如何ともする事が出来ぬではないか。

局長は小池正直、大阪の先生は菊池常三郎、小倉の大文豪は鷗外を指す。開業禁歌令とは、三十二年六月六日小池局長の「在職軍医の開業禁止の内訓」⁽¹³⁾を指す。筆者は小池局長の無能さ、菊池、森らの大学出の軍医に対する批判を展開する。鷗外に対してはさらに「文豪なぞは出身以来碌な務めもせず」とか、もし鷗外が局長になつたら「軍医の採用と進級の為めにする試験には、ヘシルレル」の訳読でもさせるだらうよ」と嘲笑する。

さすがに「医海時報」の悪意に満ちた推測的言説にたまり兼

ねた鷗外は、仙台第二師団軍医部長から陸軍一等軍医正として三十二年八月陸軍省医務局衛生課長に就任した武谷水城に小池局長らが誤解しないよう助力を求めた書簡を出している。そこには「官事抛擲ト云フニ至テハ小生ノ不能ヲ錯認シテ不為トナスモノ迷惑ニ妙（中略）シルレルノ書ヲ讀シメテ黜陟スルナラント云フニ至ル冤モ亦甚シト謂フベシ（中略）小生東京ニ帰ランコトヲ願ヒテ運動ス等トノ噂ヲ伝ヘ候ヘドモ如此希望ヲ口ニシ筆ニシタルコト一モ無之」と記し、「局長始メ小生ヲ誤解セザル様御助力被下度若シ誤解アラバ渙釈ヲ得ル様御心懸被下度願上候」（三十二年八月二日付）と懇願している。のちに武谷水城は鷗外の後任として十二師団軍医部長に転出する。軍医として文学活動する鷗外の姿勢に対しては、厳しい批判があつたことは事実である。

鷗外が小倉へ赴任した三十二年六月当時の陸軍首脳は、西部都督黒木為禎中將、第十二師団長井上光中將、參謀長山根武亮、工兵大佐、第十二旅団長仲木之植少將であつた。山根武亮（のち第十二師団長、近衛師団長、男爵）は、鷗外のドイツ留学時代の旧知である。組織を動かす首脳陣の階級は全師団共通の上に、大陸に一番近い十二師団の軍事的重要性を重ねて考える時、鷗外以降就任する軍医部長の階級の不統一はやはり気に掛かる。軍医部長は首脳陣の一員であるが、ポストの重要性は同一ではない。架蔵の「日露対戦／陸海軍武將一覽」を見ても、軍医部長は一人も記載されていない。軍医は武官というよりも文官に

近いという認識を持つ必要がある。つまり、第十二師団軍医部長の地位を十二師団の重要度と同一視しない方がよい。

さらに三十三年（一九〇〇）四月、都督部条例の改正により、西部都督部は小倉城趾松の丸から下関要塞に移される。都督は戦時における軍司令官に相当する官名であるが、やがて、日露戦争直前の三十七年（一九〇四）一月十三日を以て廃止され、參謀本部（東京）の戦時を主眼とする国防、用兵に一元化されていく。

西部都督部が置かれたことによる小倉の重要度は、兵团編成史上特異な機構であつた都督部（明治二十九年設置、三十七年廃止）の設置、移設、廃止という経緯を考慮しなければならない。さらに地理的には大陸に至近の位置を占める小倉であつても、日清、日露戦争時すべての兵团は広島島の呉軍港から出発している。後年の整備された軍都小倉の重要度を以て、明治三十年代前半の小倉を考えてはなるまい。

以上の考察から山崎國紀氏のように「小倉左遷」は消えた」と断定するわけにはゆかない。私は今後も「転出」「転勤」と表記するが、依然として「左遷」に関しては灰色だと認識している。

三十二年十月五日付の鷗外から母峰子宛に「この頃小池より書状參候中に、数年の内に十二師団の衛生事業を改良してもらひ度」との意味有之候小池は数年は帰さぬ積なること明白にて」とある。鷗外の感情を排除して、小池が「十二師団の衛生

事業の改良」を目的に（それが後から付与した転出の事由であるにしても）鷗外を小倉へ転出させたとすれば、鷗外在職中の「十二師団の衛生事業の改良」の全貌を把握して始めて「左遷ではない」ことが裏付けられよう。

注

(1) 竹盛天雄「鷗外 その紋様」(昭和五十九年七月三十日、小沢書店)の中で「この舞子駅長云々の一句は、たとえは『大鏡』に描かれているような、周知の菅原道真の貶謫の情景を下敷にしたものとして読み取られる」(二二頁)と述べている。

最近の研究で優れた論考は、酒井敏・原國人編「森鷗外論集」歴史に聞く(二〇〇〇年五月一日、新典社)所収の須田喜代次「浄書される日記―鷗外「小倉日記」考」である。須田氏は従来の見解を一步進めて、「この『小倉日記』は道真詩もしくは道真の故事を合せ鏡として読めという、日記を再構成せんとする鷗外のメッセージということになるのではあるまいか」(二二八頁)と述べている。鋭い指摘である。

(2) 篠原義彦「森鷗外の構図」(一九九三年三月一日、近代文芸社)所収の「雅号「隠流」考」、一九四―二〇一頁。

(3) 桑木崇明「陸軍五十年史」(昭和十八年三月十日、鱗書房)、一六九頁。

(4) 青木架姿美編「男爵小池正直伝」(昭和十五年六月二十日、陸軍軍医団)の佐藤恒丸の「緒言」、七頁。

(5) 明治三十二年六月二十七日付の鷗外から母峰子宛書簡に江口休職の顛末が記されている。次に引用する。

江口は諭旨にて罷めさする積なりとて小池より小倉の参謀長に申来りし故何故と問ひ返しに衆議院議員の運動をなし又一旦名古屋に赴任すべしと諾しながら後不承知をいふは精神の常を失したるものなりと小池より答へたり参謀長よりは師団にて不都合なきものと

認むるに強ひて罪名を付する所存なりや又精神錯乱とは容易ならざる申条なりと責めたり小池忽ち説を変じて江口を東京(近衛)に転任せしめても宜しと答へたり参謀長は直に大阪なる江口に申附けられたしと列ねかへせりこれより直掛合にて江口は一旦決心したればとて休職を願ひしなり

(6) 山田弘倫「軍医としての鷗外先生」(昭和九年三月十五日、医海時報社)、一〇二―一〇四頁。

(7) 山崎國紀「森鷗外(根)に生きる」(昭和五十二年二月二〇日、講談社)、一一九―一二二頁。

(8) 「国文学 解釈と鑑賞」臨時増刊号「森鷗外の断崖撮影像」(第49巻第2号、昭和59年1月5日、至文社)掲載の平岡敏夫「小池正直と鷗外」―「兄さん株」と「坊ちゃん」、一七三頁。

(9) 浅井卓夫「軍医鷗外森林太郎の生涯」(昭和六十一年七月十日、教育出版センター)、一七五頁。

(10) 石井郁男「鷗外「小倉左遷」の謎」(一九九六年三月一〇日、葦書房)、一九三頁。

(11) 「鷗外」(第六十号、平成九年一月一九日、森鷗外記念会)掲載の山崎一類「石井郁男「鷗外「小倉左遷」の謎」を読む」、二九五―二九八頁。

(12) 山崎一類「森鷗外 明治人の生き方」(二〇〇〇年三月二〇日、筑摩書房)、一八―二二頁。

(13) 軍医の開業問題に関して言えは、明治二十六年十二月、石黒忠恵局長が軍医の開業を慎むよう訓示を行った。それが厳守されない状況から小池正直局長は禁止の方針を取った。注(4)の「男爵小池正直伝」に開業禁止の訓示が示されている。その一節に「在職ノ軍医目ラ標榜シ、若クハ他人ノ名ヲ籍リ、单独若クハ協同ニテ特ニ診療所ヲ設け、又ハ病院ヲ開クコトヲ得ズ」(四六三頁)とある。